

別表第 1 行政文書の保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	20 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定
		①立案基礎文書（一の項イ）		
		②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
		③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
		(2)法律案の審査		・ 法制局提出資料 ・ 審査録
		(3)他の行政機関への協議		・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見 ・ 各省からの質問・意見に対する回答
		(4)閣議	20 年	・ 5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料
		(5)国会審議		・ 議員への説明 ・ 趣旨説明 ・ 想定問答

					・ 答弁書 ・ 国会審議録・ 内閣意見案・ 同案の閣議請議書
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項 ト）		・ 官報
		(7)解釈又は 運用の基 準の設定	①解釈又は運用の基準の設定 のための調査研究文書（一 の項チ）		・ 外国・ 自治体・ 民間企 業の状況調査 ・ 関係団体・ 関係者のヒ アリング
			②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書（一の項 チ）		・ 逐条解説 ・ ガイドライン ・ 訓令、通達又は告示 ・ 運用の手引
2	条約その 他の国際 約束の締 結及びそ の経緯	(1)締結の検 討	①外国（本邦の域外にある国 又は地域をいう。）との交渉 に関する文書及び解釈又は 運用の基準の設定のための 決裁文書（二の項イ及びニ）	30 年	・ 交渉開始の契機 ・ 交渉方針 ・ 想定問答 ・ 逐条解説
			②他の行政機関の質問若しく は意見又はこれらに対する 回答に関する文書その他の 他の行政機関への連絡及び 当該行政機関との調整に関 する文書（二の項ロ）		・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・ 意見 ・ 各省からの質問・ 意見 に対する回答
			③条約案その他の国際約束の 案の検討に関する調査研究 文書及び解釈又は運用の基 準の設定のための調査研究 文書（二の項ハ及びニ）		・ 外国・ 自治体・ 民間企 業の状況調査 ・ 関係団体・ 関係者のヒ アリング ・ 情報収集・ 分析
		(2)条約案の 審査	条約案その他の国際約束の案 の審査の過程が記録された文 書（二の項ハ）		・ 法制局提出資料 ・ 審査録

		(3)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（二の項ニ）	20 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については 30 年）	・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料
		(4)国会審議	国会審議文書（二の項ニ）		・ 議員への説明 ・ 趣旨説明 ・ 想定問答 ・ 答弁書 ・ 国会審議録
		(5)締結	条約書、批准書その他これらに類する文書（二の項ホ）		・ 条約書・署名本書 ・ 調印書 ・ 批准・受諾書 ・ 批准書の寄託に関する文書
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）		・ 官報
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	20 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
		(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）		・ 法制局提出資料 ・ 審査録
		(3)意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）		・ 政令案 ・ 趣旨、要約、新旧対照

					条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
		(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
		(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）		・5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）		・官報
		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
4	内閣官房令、内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1) 案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	20 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、

			③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		提言	
			(2)意見公募 手続		意見公募手続文書（一の項ハ）	・ 外国・自治体・民間企業の状況調査
						・ 関係団体・関係者のヒアリング
						・ 官房令案、府令案・省令案・規則案
						・ 趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文
						・ 意見公募要領
(3)制定又は 改廃	内閣官房令、内閣府令、省令 その他の規則の制定又は改廃 のための決裁文書（一の項ホ）	・ 提出意見				
		・ 提出意見を考慮した結果及びその理由				
		・ 官房令案、府令案・省令案・規則案				
		・ 理由、新旧対照条文、参照条文				
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	・ 官報		
(5)解釈又は 運用の基 準の設定	①解釈又は運用の基準の設定 のための調査研究文書（一の項チ）	・ 外国・自治体・民間企業の状況調査				
		・ 関係団体・関係者のヒアリング				
			②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書（一の項チ）		・ 逐条解説	
			・ ガイドライン			
					・ 訓令、通達又は告示	
					・ 運用の手引	
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	20 年	・ 歳入歳出概算案	
					・ 予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）	
					・ 概算要求基準等	
					・ 閣議請議書	
					・ 案件表	

		緯			・ 配付資料
			②予算その他国会に提出された文書（三の項ハ）		・ 予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・ 予算参考資料
		(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）		・ 決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・ 調書 ・ 予備費使用書 ・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料
			②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書（三の項ロ）		・ 決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） （※会計検査院保有のものを除く。）
			③歳入歳出決算その他国会に提出された文書（三の項ハ）		・ 決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）
		(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）		・ 法制局提出資料 ・ 審査録
			②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）		・ 答弁案 ・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料
			③答弁が記録された文書（四の項ハ）		・ 答弁書
		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付され	①立案基礎文書（五の項イ）		・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会		・ 開催経緯

		た案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（１の項から４の項まで及び５の項（１）から（３）までに掲げるものを除く。）	等文書（五の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（五の項イ） ④行政機関協議文書（五の項ロ） ⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（五の項ハ） ⑥官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）		・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング ・ 任意パブコメ ・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見 ・ 各省からの質問・意見に対する回答 ・ 基本方針案 ・ 基本計画案 ・ 白書案 ・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料 ・ 官報
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（六の項イ） ②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（六の項イ） ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ）	10 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 総理指示 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング ・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見 ・ 各省からの質問・意見に対する回答

	びその経緯		④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口）及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書		・ 配付資料 ・ 議事の記録
			⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ）		・ 決定・了解文書
7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ）	10 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示
			②省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（七の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			③省議に検討のための資料として提出された文書（七の項口）及び省議（国務大臣を構成員とする省議に限る。）の議事が記録された文書		・ 配付資料 ・ 議事の記録
			④省議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ）		・ 決定・了解文書
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要	①申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ）	10 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 総理指示
			②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング

		な経緯	③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ）		・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見 ・ 各省からの質問・意見に対する回答
			④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項ロ）		・ 開催経緯 ・ 議事の記録 ・ 配付資料
			⑤申合せの内容が記録された文書（八の項ハ）		・ 申合せ
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ）	10 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）		・ 基準案
			⑤基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ）		・ 通知
10	地方公共団体に対し	基準の設定に関する立	①立案基礎文書（九の項イ）	10 年	・ 基本方針 ・ 基本計画

	して示す 基準の設 定及びそ の経緯	案の検討そ の他の重要 な経緯			・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会 等文書（九の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
			③立案の検討に関する調査研 究文書（九の項イ）		・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング
			④基準を設定するための決裁 文書その他基準の設定に至 る過程が記録された文書 （九の項ロ）		・基準案
			⑤基準を地方公共団体に通知 した文書（九の項ハ）		・通知
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権 利義務の 得喪及び その経緯	(1)行政手続 法（平成 5 年法律 第 88 号） 第 2 条第 8 号口の 審 査 基 準、同号 ハの処分 基準、同 号ニの行 政指導指 針及び同 法第 6 条 の標準的	①立案の検討に関する審議会 等文書（十の項）	10 年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
			②立案の検討に関する調査研 究文書（十の項）		・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング
			③意見公募手続文書（十の項）		・審査基準案・処分基準 案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見

		な期間に 関する立 案の検討 その他の 重要な経 緯			・ 提出意見を考慮した結 果及びその理由
			④行政手続法第 2 条第 8 号ロ の審査基準、同号ハの処分 基準及び同号ニの行政指導 指針を定めるための決裁文 書（十の項）		・ 審査基準案・処分基準 案・行政指導指針案
			⑤行政手続法第 6 条の標準的 な期間を定めるための決裁 文書（十の項）		・ 標準処理期間案
		(2)行政手続 法第 2 条 第 3 号の 許認可等 （以下 「許認可 等」とい う。）に関 する重要 な経緯	許認可等をするための決裁文 書その他許認可等に至る過程 が記録された文書（十一の項）	10 年（国 立公文書 館への移 管の措置 をとるべ きことを 定めたも のに限 る。）又は 許認可等 の効力が 消滅する 日に係る 特定日以 後 5 年	・ 審査案 ・ 理由 ・ 受付簿 ・ 処分案
		(3)行政手続 法第 2 条 第 4 号の 不利益処 分（以下 「不利益 処分」と いう。）に 関する重 要な経緯	不利益処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過 程が記録された文書（十二の 項）	処分がさ れる日に 係る特定 日以後 5 年	・ 処分案 ・ 理由
		(4)補助金等	① 交付の要件に関する文書	交付に係	・ 交付規則・交付要綱・

		(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項の補助金等をいう。以下同じ。)の交付に関する重要な経緯	(十三の項イ)	る事業が終了する日に係る特定日以後5年	実施要領 ・ 審査要領・選考基準
			②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ)		・ 審査案 ・ 理由
			③補助事業等実績報告書(十三の項ハ)		・ 実績報告書
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・ 不服申立書 ・ 録取書
			②審議会等文書(十四の項ロ)		・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見
			③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ)		・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書
			④裁決書又は決定書(十四の項ニ)		・ 裁決・決定書
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起そ	①訴訟の提起に関する文書(十五の項イ)	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	・ 訴状 ・ 期日呼出状
			②訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ)		・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書

		の他の訴訟に関する重要な経緯			・ 口頭弁論・証人等調書 ・ 書証
			③判決書又は和解調書（十五の項ハ）		・ 判決書 ・ 和解調書
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②立案の検討に関する調査研究文書（十の項）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			③意見公募手続文書（十の項）		・ 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由
			④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）		・ 審査基準案・処分基準案・行政指導指針案
			⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）		・ 標準処理期間案
		(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	10 年（国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたも	・ 審査案 ・ 理由 ・ 受付簿 ・ 処分案

				の に 限 る。)又は 許認可等 の効力が 消滅する 日に係る 特定日以 後5年	
	(3)不利益処 分に関す る重要な 経緯	不利益処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過 程が記録された文書（十二の 項）		処分がさ れる日に 係る特定 日以後5 年	・ 処分案 ・ 理由
	(4)補助金等 の 交 付 （地方公 共団体に 対する交 付 を 含 む。）に関 する重要 な経緯	① 交付の要件に関する文書 （十三の項イ）	交付に係 る事業が 終了する 日に係る 特定日以 後5年		・ 交付規則・交付要綱・ 実施要領 ・ 審査要領・選考基準
		② 交付のための決裁文書その 他交付に至る過程が記録さ れた文書（十三の項ロ）			・ 審査案 ・ 理由
		③ 補助事業等実績報告書（十 三の項ハ）			・ 実績報告書
	(5)不服申立 てに関す る審議会 等におけ る検討そ の他の重 要な経緯	① 不服申立書又は口頭による 不服申立てにおける陳述の 内容を録取した文書（十四 の項イ）	裁決、決 定その他 の処分が される日 に係る特 定日以後 10年		・ 不服申立書 ・ 録取書
		② 審議会等文書（十四の項ロ）			・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見
		③ 裁決、決定その他の処分を するための決裁文書その他 当該処分に至る過程が記録 された文書（十四の項ハ）			・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書
		④ 裁決書又は決定書（十四の 項ニ）			・ 裁決・決定書

		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 (十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ) ③判決書又は和解調書(十五の項ハ)	訴訟が終結する日に係る特定日以後 10年	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書
職員の人事に関する事項					
13	職員の人事に関する事項 (29の項から32の項までに掲げるものを除く。)	(1)職員の任免、進退、身分、賞罰又は恩給及び給与に関するもので重要な経緯	職員の任免、進退、身分、賞罰又は恩給及び給与に関する文書	10年	・調書 ・記録
		(2)人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	①立案の検討に関する調査研究文書(十六の項イ) ②制定又は変更のための決裁文書(十六の項ロ) ③制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書(十六の項ハ) ④軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書(十六の項ニ)	10年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・規程案 ・協議案 ・回答書 ・報告書
		(3)職員の旅行命令に関する重要な経緯	①職員の旅行命令に関する文書 ②職員の公用旅券及び外交旅券に関する文書	5年 3年	・職員の旅行命令に関する文書 ・請求書

		(4)国家公務員の再就職の届出	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の23及び第106条の24に規定する届出	5年	・届出書
		(5)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	①計画の立案に関する調査研究文書(十七の項)	3年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			②計画を制定又は改廃するための決裁文書(十七の項)		・計画案
			③職員の研修の実施状況が記録された文書(十七の項)		・実績
		(6)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書(十八の項)	3年	・申請書 ・承認書
		(7)退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書(十九の項)	支給制限その他の支給に關する処分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間	・調書
その他の事項					
14	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及	(1)告示及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、

	びその経緯	緯（１の項から１３の項までに掲げるものを除く。）	②立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ）		建議、提言
			③意見公募手続文書（二十の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			④制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）		・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
			⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）		・告示案、規則案 ・官報
		(2)訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯（１の項から１３の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ）	10 年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
15	予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作	②制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）		・訓令案・通達案、規則案 ・行政文書管理規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印規程案
			③官報公示に関する文書（二十の項ハ）		・官報
			①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項イ）	10 年	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書
			②財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 20 条第 2 項の予定経		・予定経費要求書 ・継続費要求書

		製その他の の予算に 関する重 要な経緯 （５の項 (1)及び(4) に掲げる ものを除 く。）	費要求書等並びにその作製 の基礎となった意思決定及 び当該意思決定に至る過程 が記録された文書（二十一 の項ロ）		・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求 書 ・予算決算及び会計令第 12 条の規定に基づく 予定経費要求書等の各 目明細書
			③①及び②に掲げるもののほ か、予算の成立に至る過程 が記録された文書（二十一 の項ハ）		・行政事業レビュー ・執行状況調査
			④歳入歳出予算、継続費及び 国庫債務負担行為の配賦に 関する文書（二十一の項ニ）		・予算の配賦通知
		(2)歳入及び 歳出の決 算報告書 並びに国 の債務に 関する計 算書の作 製その他 の決算に 関する重 要な経緯 （５の項 (2)及び(4) に掲げる ものを除 く。）	①歳入及び歳出の決算報告書 並びにその作製の基礎とな った意思決定及び当該意思 決定に至る過程が記録され た文書（二十二の項イ）	5 年	・歳入及び歳出の決算報 告書 ・国の債務に関する計算 書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・請求書 ・領収書 ・契約書 ・支出決議書 ・歳入簿・歳出簿・支払 計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の 帳簿 ・諸謝金等の使用の行政 決裁 ・物品管理簿

			②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ）		・ 計算書 ・ 証拠書類（※会計検査院保有のものを除く。）
			③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書（二十二の項ハ）		・ 意見又は処置要求（※会計検査院保有のものを除く。）
			④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（二十二の項ニ）		・ 調書
			⑤国会における決算の審査に関する文書（二十二の項ホ）		・ 警告決議に対する措置 ・ 指摘事項に対する措置
16	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十三の項）	10 年	・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定 ・ 省内調整 ・ 機構要求書 ・ 定員要求書 ・ 定員合理化計画
17	独立行政法人等に関する事項	(1) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）その他の法律の規定による中期目標（独立行政法人通則法第 2 条第 3 項に規定する国立研究開発法人にあっては）	①立案の検討に関する調査研究文書（二十四の項イ）	10 年	・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			②制定又は変更のための決裁文書（二十四の項ロ）		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 意見
			③中期計画（独立行政法人通則法第 2 条第 3 項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期計画、同条第 4 項に規定する行政執行法人にあっては事業計画）、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により		・ 中期目標案

		ては中長期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては年度目標。以下この項において同じ。)の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	提出され、又は公表された文書(二十四の項ハ) ④中期計画、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書(二十四の項ニ)		・ 中期計画 ・ 年度計画 ・ 事業報告書
		(2)独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	①指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書(二十五の項イ)	5 年	・ 報告 ・ 検査
			②違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書(二十五の項ロ)		・ 是正措置の要求 ・ 是正措置
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ) ②基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記	10 年	・ 開催経緯 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査

		評価法」という。)第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	録された文書(二十六の項イ) ③基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書(二十六の項イ) ④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書(二十六の項イ) ⑤評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(19の項に掲げるものを除く。)(二十六の項ロ) ⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(二十六の項ハ)		・関係団体・関係者のヒアリング ・基本計画案 ・通知 ・事後評価の実施計画案 ・通知 ・評価書 ・評価書要旨 ・政策への反映状況案 ・通知
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	①立案基礎文書(二十七の項イ) ②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ) ③立案の検討に関する調査研	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後 評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企

			究文書（二十七の項イ）		業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書
			④政策評価法による事前評価に関する文書（二十七の項へ）		・事業評価書 ・評価書要旨
			⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書（二十七の項ロ）		・協議・調整経緯
			⑥事業を実施するための決裁文書（二十七の項ハ）		・実施案
			⑦事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書（二十七の項ニ）		・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果
			⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書（二十七の項ホ）		・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書
			⑨政策評価法による事後評価に関する文書（二十七の項へ）		・事業評価書 ・評価書要旨
20	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項(4)に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	10 年	・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿
21	国会及び審議会等	(1)国会審議（1の項	国会審議文書（二十九の項）	10 年	・議員への説明 ・趣旨説明

	における 審議等に関する事項	から 20 の項まで に掲げる ものを除 く。)			・ 想定問答 ・ 答弁書 ・ 国会審議録
		(2)審議会等 (1 の項 から 20 の項まで に掲げる ものを除 く。)	審議会等文書 (二十九の項)	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
22	文書の管 理等に関 する事項	文書の管理 等	①行政文書ファイル管理簿そ の他の業務に常時利用する ものとして継続的に保存す べき行政文書 (三十の項)	常用 (無 期限)	・ 行政文書ファイル管理 簿 ・ 個人情報ファイル簿
			②取得した文書の管理を行う ための帳簿 (三十一の項) 等	5 年	・ 受付簿 ・ 第 12 条第 4 項に規定す る事項を記録した文書
			③決裁文書の管理を行うため の帳簿 (三十二の項)	30 年	・ 決裁簿
			④行政文書ファイル等の移管 又は廃棄の状況が記録され た帳簿 (三十三の項)	20 年	・ 移管・廃棄簿
			⑤行政文書、保有個人情報等 の点検及び監査に関する文 書	3 年	・ 点検及び監査に関する 文書
23	国会の委 員会から の資料要 求等に関 する事項	資料要求等 に関する経 緯 (1 の項 から 22 の 項までに掲 げるものを 除く。)	①国会の委員会からの資料要 求等に関する文書	3 年	・ 提出資料
			②政党等からの資料要求等に関 する文書	1 年	・ 提出資料

24	法令等の規定の運用に関する事項	法令等所管行政機関の長への報告等（１の項から 23 の項までに掲げるものを除く。）	①報告すべき事実が発生した際又は定期的に報告すべき文書	3 年	・ 通知
			②法令等の施行状況に関する文書		・ 依頼 ・ 通知
25	内閣の庶務に関する事項	内閣の庶務に関する重要な経緯（１の項から 24 の項までに掲げるものを除く。）	①閣議の決定又は了解等の内容が記録された文書	20 年	・ 閣議書 ・ 閣議及び閣僚懇談会の議事の記録
			②官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト及び二の項ニ）	20 年	・ 公布等裁可書（御署名原本）
			③内閣の主管に属する人事に関する文書	10 年	・ 任命資料
			④内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣官房副長官の官印その他の公印の保管に関する文書	20 年	・ 届出書
			⑤職員の厚生に関する文書	5 年	・ 福利厚生に関する文書
			⑥国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 32 条に規定する台帳	常用（無期限）	・ 国有財産台帳
			⑦国有財産台帳の価格改定の経緯が記録された文書	10 年	・ 価格改定評価調書
			⑧国有財産の管理・処分等に関する文書	5 年	・ 使用承認、使用許可 ・ 国有財産台帳登載資料
			⑨用地取得の経緯が記録された文書	30 年	・ 契約書
			⑩官公庁施設の建設等に関する法律の規定に基づく文書	5 年	・ 営繕計画書 ・ 協議文書
			⑪営繕に係る諸報告	5 年	・ 調査

			⑫総理大臣官邸の管理運営（施設に関するものに限る）に関する文書で重要なもの	常用（無期限）	・ 営繕に関する文書 ・ 庁舎管理に関する文書
			⑬総理大臣官邸の管理運営に関する文書（⑫に掲げるものを除く。）	5 年	・ 営繕に関する文書 ・ 庁舎管理に関する文書
			⑭関係行政機関等からの依頼に対する文書	20 年	・ 回答書
			⑮関係行政機関等との協議等に関する文書	5 年	・ 協議資料
			⑯関係行政機関等との情報交換のための会議に関する文書	3 年	・ 配布資料
			⑰各種調査等に関する文書	3 年	・ 調査依頼文書 ・ 報道発表資料
26	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯(15の項、19の項及び25の項⑨に掲げるものを除く。)	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	契約が終了する日に係る特定日以後5年	・ 仕様書案 ・ 協議・調整経緯
27	統計調査に関する事項	統計調査に関する重要な経緯（1の項から26の項までに該当する統計調査であって、各項で定める保存期間が本項よりも長い	①統計の企画立案に関する経緯が記録された文書	5 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 要領
			②統計の承認に関する経緯が記録された文書		・ 承認申請書
			③統計の実施に関する経緯が記録された文書		・ 実施案 ・ 事務処理基準

		ものは、各 項の定めによ る。)	④統計の集計結果に関する文 書	20 年	・ 調査報告書
28	調査又は 研究に関 する事項	情報の収集 調査（１の 項から 27 の項までに 掲げるもの を除く。)	情報の収集及び分析その他の 調査の結果に関する文書	3 年	・ 報告資料
29	幹部職員 の任用等 に係る特 例に関す る事項	適 格 性 審 査、幹部候 補者名簿の 作成及び任 免協議等	①適格性審査及び幹部候補者 名簿に関する文書	30 年	・ 適格性審査の申出 ・ 幹部候補者名簿
			②任免協議等に関する文書		・ 協議に関する文書 ・ 回答文書 ・ 通知文書
30	幹部候補 育成課程 に関する 事項	幹部候補育 成課程の基 準の設定、 運用の管理 に関する立 案の検討、 実施に関す る重要な経 緯	①幹部候補育成課程の運用の 基準の設定の基礎となった 方針及び意思決定その他の 重要な経緯が記録された文 書	10 年	・ 各府省の運用基準 (告示)
			②幹部候補育成課程の運用の 管理に関する文書		・ 各府省の報告書
			③①及び②に掲げるもののほ か、幹部候補育成課程の基 準の設定、運用の管理に関 する重要な経緯が記録され た文書		・ 指示
31	各府省が 行う研修 に関する 事項	各府省が行 う研修の総 合的企画・ 調整に関す	①研修計画の立案の検討の基 礎となった方針及び意思決 定その他の重要な経緯が記 録された文書	10 年	・ 研修計画 ・ 人事院への協力要請

		る重要な経緯	②各府省が行う研修の実施に関する関係各府省に対する調整その他重要な経緯が記録された文書		・ 指示
			③①及び②に掲げるもののほか、各府省が行う研修の総合的企画・調整に関する重要な経緯が記録された文書		・ 人事院からの報告要求
32	機構及び定員の審査に関する事項	機構、定員の審査に関する立案の検討、実施に関する重要な経緯	①行政機関の機構の新設・改廃の審査の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書	20 年	・ 基本方針 ・ 審査経緯 ・ 審査結果
			②行政機関の定員の設置、増員及び廃止の審査の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書		・ 基本方針 ・ 審査経緯 ・ 審査結果
			③①及び②に掲げるもののほか、行政機関における機構及び定員の審査に関する重要な経緯が記録された文書		・ 行政機構図 ・ 英文行政機構図 ・ 国会報告

備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
- 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
- 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
- 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
- 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
- 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会におい

て想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書

- 8 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議
その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員
をいう。以下同じ。）で構成される会議
 - 9 省議（これに準ずるものを含む。） 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構
成される会議
 - 10 特定日 行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日総理大臣決定）第 4－3
－(12)（施行令第 8 条第 9 項）の保存期間が確定することとなる日（19 の項にあっては、事業終
了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該確定することとなる日か
ら 1 年以内の日であって、4 月 1 日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資す
ると文書管理者が認める場合にあっては、その日）
- 二 職員の人事に関する事項（29 の項から 32 の項までに掲げるものを除く。）について、内閣官
房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則
の規定による。
- 三 本表の第三欄は、公文書管理法第 4 条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並び
に事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているも
のであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経
緯が記録された文書である。
- 四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主
管する行政機関に適用するものとする。
- 五 本表各項の第五欄に掲げる具体例は、公文書管理法第 4 条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思
決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要
な行政文書の例を示しているものであって、同欄に記載の文書のみを保存すれば必要十分である
ことを意味するものではない。
- 六 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理
者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。